

水産海洋実践教育ネットワークに関する協定書

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センター（以下「長崎大学環東シナ海センター」という。）、広島大学大学院生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター竹原ステーション（水産実験所）（以下「広島大学竹原実験所」という。）、京都大学フィールド科学教育研究センター舞鶴水産実験所（以下「京都大学舞鶴水産実験所」という。）、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター七飯淡水実験所（以下「北海道大学七飯実験所」という。）、同白尻水産実験所（以下「白尻実験所」という。）及び同忍路臨海実験所（以下「忍路実験所」という。）は、異なる水域を利用した教育を相互に実施することによって、日本各地で展開される水産業と水生生物を育む水圏環境を俯瞰的に理解できる研究者・技術者の養成をともに目指す。これらの水産海洋実験施設は、そのために必要な水産海洋実践教育の推進とその充実を図ることを目的として、活動の連携強化に向けたネットワークを構築するにあたり、以下のとおり4大学の水産海洋実験施設による水産海洋実践教育ネットワークに関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

1. 体系的実践教育システムの構築

長崎大学環東シナ海センター、広島大学竹原実験所、京都大学舞鶴水産実験所並びに北海道大学七飯実験所・白尻実験所・忍路実験所（以下「4大学の水産海洋実験施設」という。）は、それぞれの研究フィールドの特徴と強みのある教育内容を活用し、受講学生が体系的に水産学・海洋学の知識を身につけることのできる実践教育システムを、共同で開発・実施する。

2. 水産海洋フィールド教育プログラム

4大学の水産海洋実験施設で連携して行う公開実習は、水産海洋フィールド教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）として整備し、各大学がそれぞれ1つ以上の実習プログラム（以下「実習」という。）を提供する。

3. 教育プログラム修了証の授与

4大学が実施する実習のうち、所属大学を含まない2大学以上の実習を受講・修了したものは、教育プログラム修了証を、4大学の部局長の連名で授与する。

4. 学生募集及び情報発信

4大学の水産海洋実験施設は、教育プログラムに挙げられた実習における学生募集の情報を、各大学の関係部局に提供するとともに、各大学で実施される実習内容・時期・申込方法・単位取得等に関する情報を学生へ提供する。また、教育プログラムに関する情報の公開を目的として、共同でホームページを運営する。

5. 共同研究の推進

本協定は、実践教育に関する協力を主とするものであるが、水産学あるいは海洋学の研究者・技術者を養成するために、水産海洋実践教育ネットワークを活用した先端的な共同研究を推進する。

6. 教育研究の援助

4大学の水産海洋実験施設は、参加施設の教育研究活動等において、必要に応じて相互に援助することとする。

7. 運営体制

(1) 水産海洋実践教育ネットワークの事務局は、長崎大学環東シナ海センターに置く。ただし、事務局の設置施設及び期間等については、4大学の協議によって変更することができる。

(2) 事務局は、2～5に掲げる活動の調整を行い、必要に応じて会議を招集する。

8. 有効期限

本協定は、4大学の部局長の署名の日を持って効力を生じるものとし、4大学の水産海洋実験施設いずれからも協定終了の申し入れがない限りにおいて、自動的に継続するものとする。

本協定を証するため、本協定書を4部作成し、4大学の部局長が署名のうえ各大学が1通を保有する。

2016年 3月 14日

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科長

萩原 篤志



2016年 3月 14日

広島大学大学院生物圏科学研究科長

植松 一真



2016年 3月 14日

京都大学フィールド科学教育研究センター長

吉岡 崇仁



2016年 3月 14日

北海道大学北方生物圏フィールド科学センター長

本村 泰三

